

「パートナーシップ構築宣言」 登録マニュアル

令和7年5月
千葉県 商工労働部 経済政策課



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

1. 全体的な流れについて
2. パートナーシップ構築宣言文の作成
3. 専用HPで必要事項を入力

パートナーシップ構築宣言の申請について、大まかな流れとしては以下のとおりです。

①パートナーシップ構築宣言文の作成 (ワードファイル形式)

P3～12

「パートナーシップ構築宣言」のひな形 (2024年11月版)

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様と価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列を超えた新たな連携
直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける「Tier N」から「Tier N+1」へ」ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助成等の支援も進めます。

(個別項目)

※下記から積極的に取り組む項目を特定し、項目毎に取組内容を具体的に記載してください。

a. 企業間の連携(オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援等)

b. IT実証支援(共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助成・支援等)

c. 専門人材マッチング

d. グリーン化の取組(脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助成・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達等)

e. 健康経営に関する取組(健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施等)

2. 「据置基準」の遵守
親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「据置基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

※「下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意する」旨には、その旨記載ください。

①価格決定方法
不合理な原価低減要求を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの急騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

※「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づく自社の取引方針をパートナーシップ構築宣言に盛り込む場合は、①に記載してください。また、独自に支那等を作成されている場合は別紙として添付してください。具体的な記載方法については、記載要領及びFAQをご覧ください。

②専用HPで必要事項を入力

P13～20

登録

以下の項目を入力の上、「パートナーシップ構築宣言」をPDFでアップロードしてください。宣言文の内容が、事実に即していない場合、ポータルサイトにアップロードできませんので、ひな形、記載見本、記載要領は、登録方法をご覧ください。(登録方法へリンク)

企業名	必須	
※法人格と社名の間は空けないでください。 例：株式会社パートナーシップ構築宣言		
企業名(ふりがな)	必須	
※法人格は入力しないでください。 例：ばーとなーしつぷこうちくせんげん (全角「ひらがな」のみ)		
法人番号	必須	
※詳細は 国税庁HP をご覧ください。 ※個人事業主の方は「個人事業主」にチェックを入れてください。 例：1234567890123 (13桁の半角数字) ☐ 個人事業主		
主な業種	必須	選択してください
(売上高が最も高い、本宣言内容に最も関係が深いなど、主な事業内容として最も近いものを1つ選んでください)		
資本金・出資金・基金など	必須	円
※個人事業主の方は0を入力してください。 (半角数字と半角カンマのみ)		
従業員数	必須	人
(半角数字と半角カンマのみ)		
住所 (実際の本社機能をも有する場所)	郵便番号	〒
例：123-4567 (半角数字3桁 半角ハイフン 半角数字4桁)		
	都道府県	
(郵便番号より自動入力されます)		
	市区町村	

■「パートナーシップ構築宣言」のアップロード 必須

選択されていません

※アップロード可能なファイルはPDFのみです。

※作成したファイルをPDF化して
専用HPにアップロード

1. 全体的な流れについて
2. パートナーシップ構築宣言文の作成
3. 専用HPで必要事項を入力

パートナーシップ構築宣言文については、以下の2つの方法で作成いただけます。

方法①（P6へ）



オススメ!

自分でワードファイルを編集するのが難しい…という方向けに、県では、宣言文の代理作成サービスを行っております。

御自身でワードファイルを編集する必要はありません。

県が開設した専用フォームから必要事項を入力いただければ、県が宣言文を代理で作成します。

※県が作成した宣言文をメールでお送りしますので、専用HPにアップロードしてください。

方法②（P12へ）

専用HP（国）から宣言文のひな型（ワードファイル形式）をダウンロードし、取引先との望ましい取引慣行の遵守（不合理な価格低減要請を行わないことなど）などを通じて、貴社として取引先とのパートナーシップ構築のために取り組みたいことを記載していただく方法です。

御自身でワードファイルを編集していただく必要があります。

参考：方法①と②の流れ

P6～11

方法①



オススメ!

【事業者の皆様】

県が開設した専用フォーム
で必要事項を選択・入力

自動でデータが送信されます

【千葉県】

選択・入力いただいた情報をもとに、宣言文を作成

県から事業者の皆様へ、
メールで宣言文を送付します

【事業者の皆様】

届いた宣言文を国の専用HP
にアップロード

P12

方法②

【事業者の皆様】

国の専用HPから宣言文の
ひな型をダウンロード

【事業者の皆様】

ダウンロードした宣言文を
編集する

【事業者の皆様】

編集した宣言文を国の専用
HPにアップロード

方法①



オススメ!

自分で宣言文を作るのが難しい・・・という方向けに、県では、宣言文の代理作成サービスを行っております。

以下のURLまたはQRコードからアクセスし、必要情報を入力してください。

パートナーシップ構築宣言・宣言文作成支援サービス（県）

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=44649



- ①上記からアクセスし、必要情報を入力してください。
- ②入力いただいた情報をもとに県で宣言文を作成します。
- ③作成した宣言文は、メールにて申請者あてにお送りします。



御自身でワードファイルを編集する必要はありません

方法①



オススメ!

パートナリシップ構築宣言・宣言文作成支援サービスの流れ

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

取引先や関係事業者との連携・共存共栄を進め、パートナリシップを構築するため、貴社として重点的に取り組む事項を以下から選択してください。※複数選択可

- ☐ a.企業間の連携（企業間の連携で新規事業創出、新商品開発に取り組む）
- ☐ a.企業間の連携（異業種交流の機会を積極的に増やし、新規事業を創出する）
- ☐ a.企業間の連携（サプライチェーン全体の情報共有・可視化による業務効率化を行う）
- ☐ b.IT実装支援（企業内、企業間のDX推進に取り組み、業務効率化を図る）
- ☐ b.IT実装支援（取引先のIT実装支援に向けて技術協力を行う）
- ☐ c.専門人材マッチング（取引先からの出向者とともに新事業創出に取り組む）
- ☐ d.グリーン化の取組（敷地内で太陽光発電を行い、自社の電力を賄う）
- ☐ d.グリーン化の取組（環境負荷の少ない資材、商品、サービスを優先的に使用する）
- ☐ e.健康経営に関する取組（取引先に健康経営に係るノウハウを提供する）
- ☐ e.健康経営に関する取組（取引先とともに健康増進施策を共同実施する）

①取引先との共存共栄のため、
取り組みたい事項を選択してください。

方法①



オススメ!

パートナーシップ構築宣言・宣言文作成支援サービスの流れ

2. 「振興基準」の遵守 **必須**

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行を是正するため、以下について全て取り組んでいただく必要があります。

御了承いただける場合は、チェックを入れてください。

【取り組んでいただく事項（要約）】

●価格決定方法

取引先に不合理な原価低減要請を行わないこと。取引対価の決定にあたっては、少なくとも年1回以上の協議を行うこと。原材料費等の高騰があった場合には適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すこと。

●手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払うこと。手形等で支払う場合は割引料等を受託事業者の負担とせず、支払サイトを60日以内とすること。

●知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結を行わないこと。取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めないこと。

●働き方改革等に伴うしわ寄せ

受託事業者に対して適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行わないこと。災害時等においては受託事業者に取引上一方的な負担を押しつけないこと。



「取り組んでいただく事項」について確認しました。

②親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行を遵守するため、取り組んでいただく事項を記載していますので、御確認いただき、チェックをしてください。

2. パートナーシップ構築宣言文の作成

方法①



オススメ!

パートナーシップ構築宣言・宣言文作成支援サービスの流れ

3. 「型管理などのコスト負担」 必須

型(※)を活用した取引を行っている場合には、不要な型の廃棄を促進することや、下請事業者に対して型の無償保管要請を行わないこと等を遵守していただく必要があります。

ついては、型を活用した取引の有無について選択してください。(取引を行っている場合は設問4に進んでください)

※型とは、金属、プラスチック、ゴム、ガラス等を素材(原料)とする製品の成形加工に用いられる金型、樹脂型、木型等の型又は治具のことです。

- ☐ 型を活用した取引を行っています。
- ☐ 型を活用した取引を行っていません。

選択解除

4. 型取引における遵守事項 選択肢の結果によって入力条件が変わります

設問3で「型を活用した取引を行っています。」を選択した場合は、中小企業庁HPの「型取引の適正化推進協議会報告書(※)」の「型取引の基本的な考え方・基本原則について(P6)」や「型の取扱いに関する覚書(P22)」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行わないことを遵守していただく必要があります。

【型取引の適正化推進協議会報告書】

<https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/200227tekiseika04.pdf>

- ☒ 型取引の適正化推進協議会報告書を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

型を活用した取引を行っていない場合は、設問3で「型を活用した取引を行っていません」と回答してください。

③型を活用した取引を行っている場合は、中小企業庁HPの「型取引の適正化推進協議会報告書」を御覧いただき、不要な型の廃棄を促進すること等を御確認ください。

※型とは、金属、プラスチック、ゴム、ガラス等を素材(原料)とする製品の成形加工に用いられる金型、樹脂型、木型等の型又は治具のことです。

方法①



オススメ!

パートナーシップ構築宣言・宣言文作成支援サービスの流れ

3. その他【任意記載】

上記設問以外に、貴社で取り組む独自の取り組みがあれば記載してください。

④その他、独自の取り組みがあれば記載してください。【記載は任意です】

入力文字数： 0/ 2000

方法①



オススメ!

パートナーシップ構築宣言・宣言文作成支援サービスの流れ

4. 法人名 **必須**

法人名を記載してください。

5. 役職・代表者名 **必須**

法人の代表者名と役職を記載してください。

氏

名

⑤法人の基本情報を入力してください。

6. 電話番号【宣言文には記載されません】 **必須**

入力内容に不備等があった場合に連絡させていただきます。

電話番号

※入力いただいた情報をもとに宣言文を作成し、完成次第メールでお送りします。

7. メールアドレス【宣言文には記載されません】 **必須**

・入力内容等に不備等があった場合に連絡させていただきます。

・本フォームに入力いただいた内容をもとに、宣言文を作成いたします。作成した宣言文を、御記載いただいたメールアドレスあてに送信させていただきます。

メールアドレス

方法②

専用HP（国）から宣言文のひな型をダウンロードし、取引先との望ましい取引慣行の遵守（不合理な価格低減要請を行わないことなど）などを通じて、貴社として取引先とのパートナーシップ構築のために取り組みたいことを記載してください。

①宣言文ひな型（Word形式）のダウンロード

STEP3 「パートナーシップ構築宣言」の公開

✓ 登録した「パートナーシップ構築宣言」は、本ポータルサイトの「登録企業リスト」にて公開。

※通常、登録内容についての修正依頼事項がない場合、ご登録いただいた日の3~4日後に公開されます。

※補助金等の申請に関連して登録申請が多数集中する時期には、更に数日を要する場合があります。

記載要領・ひな形



パートナーシップ構築宣言
記載要領



パートナーシップ構築宣言
ひな形

CLICK!

②宣言文の作成

「パートナーシップ構築宣言」のひな形（2024年11月版）

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列を超えた新たな連携
直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（Tier N+1 から Tier N+2 へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やB2P（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。
（個別項目）
※下記から積極的に取り組む項目を特定し、項目毎に取組内容を具体的に記載してください。
a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援等）
b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等）
c. 専門人材マッチング
d. グリーン化の取組（脱・炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・炭素化、グリーン調達等）
e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施等）

2. 「振興基準」の遵守
親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の助けとなる取引慣行や商慣行の遂行に積極的に取り組みます。
※「下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図る」という下記項目の趣旨に留意する。場合には、その旨記載ください。

- ③価格決定方法
不合理な価格低減要求を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能なよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に開けられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの暴落があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。
※「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づく自社の取引方針をパートナーシップ構築宣言に盛り込む場合は、①に記載してください。また、独自に文言等を作成されている場合は別紙として添付してください。具体的な記載方法については、記載要領及びFAQをご覧ください。

<https://www.biz-partnership.jp/register.html>

- ・ HP上の記載要領を参考にして作成してください
- ・ 作成後はPDF形式にして保存してください

1. 全体的な流れについて
2. パートナーシップ構築宣言文の作成
3. 専用HPで必要事項を入力

専用HPにアクセスし、企業名等の必要情報を入力してください。
※ワードファイルの編集等の作業は不要です。スマホからでも入力できます。

パートナーシップ構築宣言専用HP（国）

<https://www.biz-partnership.jp/entry/form.php>



入力方法の解説は次のページから！

企業名 ※法人格と社名の間は空けないでください。		必須 例：株式会社パートナーシップ構築宣言
企業名（ふりがな） ※法人格は入力しないでください。		必須 例：ぱーとなーしっぷこうちくせんげん (全角「ひらがな」のみ)
法人番号 ※詳細は 国税庁HP をご覧ください。 ※個人事業主の方は「個人事業主」にチェックを入れてください。		必須 例：1234567890123 (13桁の半角数字) ☐ 個人事業主
主な業種 (売上高が最も高い、本宣言内容に最も関係が深いなど、主な事業内容として最も近いものを1つ選んでください)		必須 選択してください ▼
資本金・出資金・基金など ※個人事業主の方は 0 を入力してください。		必須 円 (半角数字と半角カンマのみ)
従業員数		必須 人 (半角数字と半角カンマのみ)
住所 (実際の本社機能を有する場所)	郵便番号	必須 〒 例：123-4567 (半角数字3桁 半角ハイフン 半角数字4桁)
	都道府県	必須 (郵便番号より自動入力されます)
	市区町村	必須 例：千代田区霞が関 (郵便番号より一部自動入力されます。住所の続きを手入力してください)
	番地 ビル名・部屋番号	必須 例：1-2-3 取引ビル201

①企業名、法人番号、従業員数などの基本情報を入力してください。

担当者 1	担当者氏名 必須		例：取引太郎
	担当者氏名（ふりがな） 必須		例：とりひきたろう
	所属部署 必須		例：総務部総務課
	メールアドレス 必須		例：abc@defgh.com （半角英数字）
	メールアドレス（確認） 必須		
	電話番号 必須		例：01-2345-6789 （ハイフン付きの半角数字）

担当者の2名以上登録を希望される場合のみここをクリックしてください（最大3名まで）

企業ホームページURL 必須	
※ホームページがない場合は「ホームページなし」にチェックを入れてください。	例：https://www.chusho.meti.go.jp/ ☐ ホームページなし

「パートナーシップ構築宣言」の登録について 必須 ※「更新」は登録企業が既に公開中の宣言文の記載内容を更新（修正、追加等）し、改めて登録する場合に選択。 「再提出」は事務局から登録内容の不備の指摘を受け、修正して登録する場合に選択。	☒ 新規提出 ☐ 更新（宣言文の修正、追加等） ☐ 再提出
--	--

■ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針について 必須 パートナーシップ構築宣言に（宣言文ひな形の文に加えて、）「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づく自社の取組方針を任意で盛り込むことができますが、盛り込んでいますか。 ☒ 追加で盛り込んでいない（宣言文ひな形の文を採用） ☐ 追加で盛り込んでいる
--

②担当者名、企業HPなどの基本情報を入力してください。

③「新規提出」を選択してください。

④上の「追加で盛り込んでいない」を選択してください。
 ※宣言文に独自の取組を記載した場合は下の「追加で盛り込んでいる」を選択してください。

■「パートナーシップ構築宣言」1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携について **必須**

宣言書に記載されている個別項目について該当する項目をチェックしてください。

(例)

- ☒ a. 企業間の連携
- ☒ b. IT実装支援
- ☐ c. 専門人材マッチング
- ☐ d. グリーン化の取組
- ☐ e. 健康経営に関する取組
- ☐ その他の取組
- ☐ 個別項目の記載なし（共通項目の災害時の事業継続や働き方改革等に取り組む）

⑤宣言文の「1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携」で選んだ選択肢と同じものを選んでください。

(例) 宣言文ではaとbを選択したので、HPでもaとbをクリック

パートナーシップ構築宣言・宣言文作成支援サービス（県）を利用された方は、県から送られたメールに添付されている宣言文を御確認ください

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション）
- b. IT実装支援（IT人材の育成支援）

3. 専用HPで必要事項を入力

■ 宣言文ひな形のバージョン **必須**

現在、2024年11月に改正した宣言文のひな形をポータルサイトに掲載しています。

ポータルサイトの「[登録方法](#)」ページより、最新のひな形のダウンロード、記載要領をご確認のうえ、新ひな形を反映した宣言文を作成したことを確認し、チェックしてください。

※2024年3月のひな形改正点（①価格決定方法、②型管理などのコスト負担、④知的財産・ノウハウ）についても反映していることを最新ひな形でご確認ください。

パートナーシップ構築宣言のひな形を改正しました（令和6年11月1日改正）（経済産業省ニュースリリース）

☒ 2024年11月版ひな形を使用

【宣言文をアップロードされる前に確認をお願いします】

■ 「ひな形」の『②型管理などのコスト負担』について **必須**

「ひな形」の「2.「振興基準」の遵守」の2番目『②型管理などのコスト負担』について、型（主に製造業における金型等）を活用した取引を行っていない場合には、この項目を削除してください。

☒ 型管理の有無について確認しました

よくある間違い

※宣言文「ひな形」に赤字で記載されている箇所（タイトルのひな形、文中の説明文、（例）など）は、全て削除してください。

※宣言文の署名欄について

（1）企業名、役職・氏名、宣言日付は必ずワード等で入力してください。（役職名（代表権を有する者）必須、手書き不可）

（2）個人事業主の場合、氏名のみは不可、必ず屋号、役職名（代表、院長など）を入力してください。（手書き不可）

※「2.「振興基準」の遵守」の①～⑤のタイトル下の文章については、「振興基準」の内容に反する記載はできません。

また、タイトル下の文章の記載内容にかかわらず、「振興基準」の内容の遵守を宣言することとなります。

⑥最新のひな型（2024年11月版）を使用して宣言文を作成した場合はチェックを入れてください。



県の宣言文作成支援サービスを利用された方は、最新のひな型になっていますので、チェックを入れていただいて結構です。

⑦製造業における金型等の型を活用した取引を行っていない場合には、宣言文で「2. 振興基準の遵守」のうち「②型管理などのコスト負担」を削除した上で、チェックを入れてください。



県の宣言文作成支援サービスを利用された方は、御自身で「②型管理などのコスト負担」を選択しない限りは自動的に削除されていますので、チェックを入れていただいて結構です。

■「パートナーシップ構築宣言」のアップロード **必須**

ファイルを選択 選択されていません

※アップロード可能なファイルはPDFのみです。

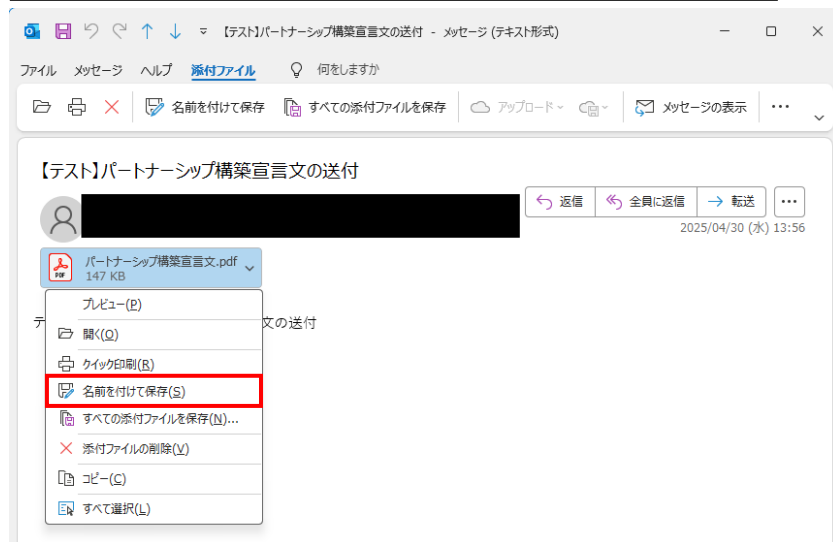
⑧宣言文をPDF化した上で、アップロードしてください。



県の宣言文作成支援サービスを利用された方は、県からメールで届いた宣言文（PDF）をアップロードしてください。

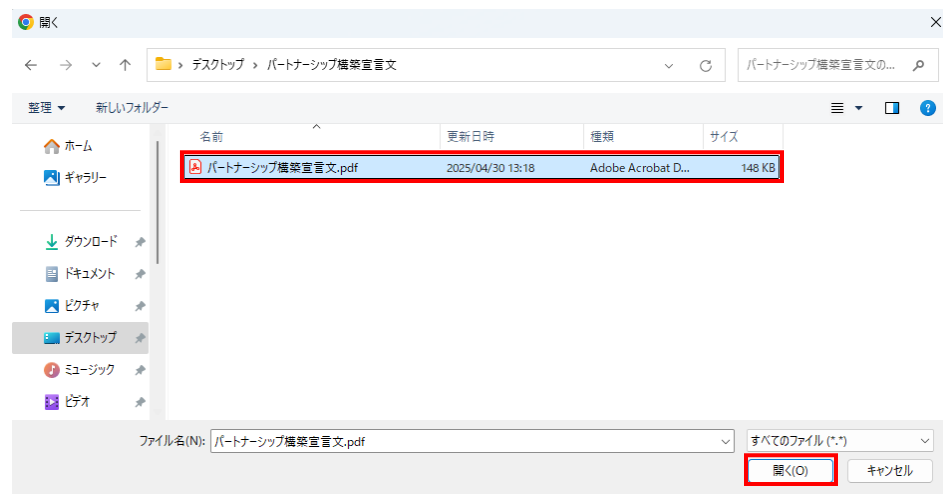
パートナーシップ構築宣言・宣言文作成支援サービス（県）を利用された方

①メールで届いた宣言文を保存する



②専用HPの「ファイルを選択」をクリック

③保存した宣言文を選択して開く



■ 宣誓書（内容を確認し、チェックしてください） 必須

☒ 以下の事項について宣誓します。

- 役員に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がいないこと。
- 暴力団員等が企業の事業活動を支配していないこと。
- 申請前1年間に下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第7条の規定に基づく勧告、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和23年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第20条の規定に基づく排除措置命令を受けた場合には、当該勧告又は命令の内容を履行していること。
- 申請前1年間に下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第4条の規定に基づく指導を受けた場合には、業所管省庁に報告した直近の改善案を履行していること。
- 宣言のポータルサイトでの掲載が取りやめになったことがある場合にあっては、取りやめになった日から1年を経過していること。この場合において、取りやめの原因となった事由について適切に対応している旨の十分な説明を業所管省庁に行っていること。

■ プライバシーポリシー（内容を確認し、チェックしてください） 必須

ご入力いただいた情報は[プライバシーポリシー](#)に則り使用させていただきます。

☒ 同意する

■ 代表者による宣言（内容を確認し、チェックしてください） 必須

☒ 代表者が宣言文の内容を確認した上で、代表者の名前で宣言します。

⑨内容を御確認いただき、
チェックしてください。

入力内容の確認

⑩入力内容の確認をクリック
してください。

次の画面に遷移したら…

前ページに戻る

登録する

⑪登録するをクリックしてく
ださい。